

独立行政法人地域医療機能推進機構
高岡ふしき病院附属訪問看護ステーション

重要事項説明

1. ステーションの概要

- (1) 連絡相談窓口 電話 0766-44-3158 担当 佐伯 睦子
(2) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構 (JCHO) 高岡ふしき病院附属訪問看護ステーション
所在地	高岡市伏木古府元町8番5号
電話番号・FAX番号	0766-44-3158
介護保険指定番号	1660290063
サービスの種類	訪問看護、介護予防訪問看護
サービスを提供する地域	高岡市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 職員体制・職務内容・営業時間

職員体制	職務内容
管理者1名(常勤) (看護職員と兼務)	管理者は管理者として所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。また従業者に対して法令等遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
看護職員3名(常勤)	看護師は訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。
事務職員1名(非常勤)	事務職員は必要な事務を行う。
営業時間	
月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ただし、国民の祝祭日12月29日～1月3日を除く	

2. 当訪問看護サービスの運営の目的及び方針

独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する高岡ふしき病院附属訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）は適正な運営を確保し、人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護予防及び適正な訪問看護及び定期巡回随時対応型訪問介護・看護（連携型）を提供します。また、在宅療養生活が円滑に継続できるよう利用者を支援し、家族に対しても支援し、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とします。

ステーションの看護師等は、高齢者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の維持・向上を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。また、利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

事業の実施にあたっては、関係行政機関及び地域の保険・医療・福祉サービス機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 具体的な訪問看護の内容

訪問看護を行うにあたって、看護師等は利用者の希望、全身状態と障害の程度を把握して在宅主治医に連絡しその指示に基づいて次の内容を行うものとします。

- (1) 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、作成した訪問看護計画に基づき訪問看護を提供します
- (2) 介護予防を目的とした療養上の援助、清拭洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の管理
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 酸素療法・吸引器・経管栄養・人工肛門・カテーテル等の管理
- (6) 認知症患者の看護
- (7) リハビリテーション
- (8) 療養生活や介護方法の指導、家族相談、助言等
- (9) ターミナルケア
- (10) 定期巡回随時対応型訪問介護・看護（連携型）における健康面や生活面のチェック、及びアドバイス
- (11) その他医師の指示による医療処置

4. 訪問看護の利用料

- (1) 本事業所が提供する看護サービスの利用料は、別紙のとおりとします
ただし、夜間・早朝・休日・複数・訪問の場合は割増となります
- (2) 利用者は居宅において、サービス従事者がサービス実施のために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用を負担します
- (3) その他、看護サービス提供のなかで、診療報酬・介護報酬に含まれないものにかかる費用については、別途料金がかかります

5. 料金のお支払い方法

当月の請求書を翌月 10 日までに発行し、指定日に貴口座より請求金額を引き落としさせていただきます。引き落とし金額を確認し次第、領収書を発行いたします。

6. 個人情報の取り扱いについて

本事業所では、個人情報保護法に基づいてご利用者の個人情報の保護に努めております。

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を洩らしません
- (2) 事業者は、この守秘義務は契約終了後も同様です
- (3) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者または利用者の家族の個人情報を用いませぬ

7. 緊急時の対応

利用者の病状に急変が生じた場合速やかに処置を行い、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先に基づき可能な限り連絡を取り、速やかに主治医へ連絡を行う等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

事業者は、利用者や利用者の家族に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者や家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減らすことができます。

賠償責任保険加入先：全国公私病院連盟訪問看護事業者賠償責任保険

9. サービス内容に関する苦情

- (1) 提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します

担当者 佐伯 睦子（高岡ふしき病院附属訪問看護ステーション 管理者）

受付時間 営業日月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

電話 0766-44-3158

- (2) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます

高岡市高齢介護課 電話 0766-20-1365

富山県国民保険連合会（国保連）苦情処理係 電話 076-431-9833

富山福祉サービス運営適正委員会 電話 076-432-3280

- (3) 事業者は、提供した訪問看護サービスについて、利用者や利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適正に対処し、サービスの向上、改善、再発の防止に努めます

